

# 段玉裁の異部疊韻説について

根岸 政子

段玉裁は『説文解字注』（以下『段注』と称す）に於いて、六書の仮借を説明する際に、

凡假借多疊韻或雙聲也（洒 十一上二・三十五b）（經韻樓本の位置を記す。以下同じ）

と述べ、疊韻や双声による仮借が多いとしている。そして、一方では、

凡假借必同部同音（丕 一上二a）

凡假借必取諸同部（祇 一上六a）

と、仮借つまり音を取る場合の原則として、同部同音でなければならないことを挙げているが、その原則を適用すれば、音を取る手段としての疊韻や双声も厳密に言えば同部同音でなければならないこととなる。段玉裁は果してそのように考えていたのであろうか。段玉裁の疊韻双声についての考えを窺ってみることにしよう。

しかし、すでに倉石武四郎氏が「段懋堂の双声説<sup>1)</sup>」で、双声について論及され、双声に幅のあることを指摘しておられる。それによると、段玉裁は『六書音均表』までは疊韻のみによって用韻の理を推究していたのに、後に著わした『段注』では双声を用いて融通したとのことである。そして、疊韻の例を挙げ、双声を考えざるを得なかった所以、つ

まり疊韻の限界を示しておられる。

ここでは、段玉裁が音理の通転を断定する条件として用いた疊韻について、『段注』で「AとBは疊韻である」と断定した例を抽出して、疊韻の幅を再考することとする。

二

「天、顛也」(一上二b)に「此以同部疊韻爲訓也」<sup>(2)</sup>と述べられているのに代表されるように、『段注』の「AとBは疊韻である」の大多数が、古音に於いて同部の疊韻であり、音理の通転はやはり同一部を原則としていることが確認される。

しかし、同部でなくて、疊韻と断定されているものも多少存在するのである。これを段玉裁は次のように、

死漸異部疊韻 (死 四上十三b)

按觀類異部而疊韻 (觀 八下十五b)

頂顛異部疊韻字 (頂 九上二b)

と、先の同部疊韻に対して、異部疊韻なる言葉で定義づけしている。この異部疊韻とはいかなるものなのか。単なる疊韻の概念の幅にすぎないのか。疊韻の限界を補足するものとして、双声を考えたのであれば、これは双声では処理できなかったものなのであろうか。以下はこれらの点について異部疊韻の具体例にそって考察してみることとする。これにより、段玉裁の考えた疊韻の許容範囲ないし双声との関わり、延いては仮借の一端を知ることができるのではないかと思われる。

段玉裁は韻を十七部に分類する際に、音の近さによって部の順序を配列しているが、この異部疊韻もこの部分けの方

針に準じている。趨(二上三十四b)に「凡異部疊韵必部分相近」と述べているように、部が近い、つまり音が近いことが、異部疊韵として成り立つための第一条件であると考えている。この「部分相近」とは、どこまでが許容範囲なのであろうか。まず最初に、隣接した部の間での異部疊韵例についてみていくこととする。(以下に列挙する部は古音である。なお、傍線を付した字は入声であることを、又、頭に㊦があるものは『段注』に双声の記載があることを示す。\*は今音では同部疊韵となることを示す。)

○二部と三部

繚・糾 (㄀ 三上五<sup>3</sup>a)

㊦少・叔 (叔 三下十九a)

旄・攸 (旄 七上十五b)<sup>4</sup>

焱・髟 (髟 九上二十一b)\*

○三部と四部

毒・厚 (毒 一下二a)

攷・斂 (攷 三下三十八b)

𪔐・𪔐 (𪔐 四下十四b)

腹・厚 (腹 四下二十五b)

㊦曲・𪔐 (積 六下六b)

稽・𪔐 (稽 六下七a)

桑・儒 (儒 八上三b)

段玉裁の異部疊韵説について

替・佶 (佶 八上三十b)\*

欲・覩 (覩 八下十六b)

蝨・鼯 (鼯 十三下十一b)

○四部と五部

婁・瞞 (瞞 四上四b)

○七部と八部

迨・逌<sup>(7)</sup> (迨 二下四b)\*

協・邈 (邈 二下十b)

熨<sup>(8)</sup>・迵 (迵 四上二十一b)

翊・易 (易 四上二十一b)\*

僭・嚮 (僭 十四下四十二b)\*

○十一部と十二部

便<sup>(9)</sup>・諠 (諠 三上二十四b)

亭<sup>(10)</sup>・定 (亭 五下二十五b)\*

頂・顛 (頂 九上二b)

颯<sup>(11)</sup>・令 (颯 十上三十七b)\*

挺・鈴 (霆 十一下十a)\*

丁<sup>(12)</sup>・令 (鈴 十四上十四b)\*

○十二部と十三部

循・遵 (遵 二下四 a) \*

建・進 (建 二下十二 b)

晉・進<sup>(13)</sup> (晉 七上四 b)

令鈴・旂 (旂 七上十七 a)

⑤ 壹 | 壹 (壹 十下十一 b)

○十四部と十五部

⑤<sup>(14)</sup> 淺 | 竊 (號 五上四十四 b)

○十五部と十六部

四・街 (街 二下十八 a)

矮・穢 (矮 四上三十五 a) \*

死・澌 (死 四下十三 b)

稽・兮 (兮 五上三十一 a) \*

璋・磊 (璋 十上二十 a) \*

○十六部と十七部

萎・移 (移 一下三十四 b) \*

移<sup>(15)</sup>・倚 (移 七上四十四 a) \*

(付) ○十五部と十六十七部

段玉裁の異部疊韻説について

⑤<sup>(16)</sup> 摧・按 (按 十二上四十四b)

○十六十七部と十七部

委・隨 (委 十二下十五b)

以上(十一部と十二部、十四部と十五部を除く)は、十七部を六類に分けた「古十七部合用類分表」(『六書音均表』表三)に基づき、同じ類に属していることが判る。段玉裁は古合韵次第近遠説に従って、異部疊韵として、疊韵の許容範囲を拡大したのである。この「古十七部合用類分表」により、更に次の異部疊韵例も許容される。

○三部と五部

蔗・諸 (諸 一下十六a)

○十二部と十四部

覲・覲 (覲 八下十五b)

獮・妍 (獮 九上十一b)

そして段玉裁の音理の特徴の一つである「異平同入説」(『六書音均表』表三)に基づいて考察してみると、前述の三部の入声——毒・蠲・腹・曲・欲と、四部——厚・饁・厚・穠・親の異部疊韵例は、第四部は第三部と異平同入する点から見ても、許容されることになる。同様に「古十七部合用類分表」では範囲外で、該当しないために、除外した十一部と十二部、十四部と十五部も「異平同入説」に従えば、疊韵が可能になるのである。次に挙げる十三部と十五部も、同様の理由により可能となる。

○十三部と十五部

囙・回 (囙 六下十a)

允・旒 (旒<sup>17</sup>) 七上十七a)\*

颯・颯 (颯) 十三下八a)

三

このように、段玉裁は異部疊韻を可能ならしめる条件として、部分けが近いことを定義し、その手段として、彼の主張する音理である「古十七部合用類分表」や「異平同入説」を用い、その範囲内の異部疊韻を認めていることが判る。

そこで、一歩進めて、これらが双声となりうるかどうかという点から、論及してみよう。

前述の異部疊韻例で、疊韻とのみ記述されているが、実際は双声でもあるものが、次の十三例である。(以下、前述の記載順に挙げる)

森と髟 (幫母)

攷と斂 (溪母)、稽と榘 (見母)、柔と儒 (日母)、欲と覩 (喻母)

便と諷 (並母)、亭と定 (定母)、頂と顛 (端母)

逮と進 (精母)、晉と進 (精母)

死と澌 (心母)

蔗と諧 (照母)

颯と颯 (來母)

双声の範囲を少し拡大してみると、

曲 (溪母) と榘 (見母) が共に唇音に屬す。

段玉裁の異部疊韻説について

熨(山母)と走(從母)が歯音。

循(邪母)と遵(精母)が歯音。

萎(影母)と移(喻母)、移(喻母)と倚(影母)が喉音。

覲(幫母)と覲(並母)が唇音。

囙(于母)と回(匣母)が喉音。

この七例を加えて双声となる例が、異部疊韻例の半数を占めることになるが、しかし、残りは次に挙げるように、双声とはなりえず、従って、同部疊韻から異部疊韻へと、疊韻の許容範囲を拡げざるを得なかったし、自説の実証例として異部疊韻を提示することになったのであろう。

繚(來母)と糾(見母)、旒(澄母)と攸(喻母)

毒(定母)と厚(匣母)、鬻(定母)と饁(來母)、腹(幫母)と厚(匣母)、替(明母)と伺(溪母)、蝨(明母)

と鼯(知母)

婁(來母)と隳(明母)

迨(匣母)と逖(定母)、協(曉母)と遵(來母)、翊(來母又は定母)と曷(牀母)、僇(日母)と嚮(從母)

颯(並母)と令(來母)、挺(定母)と鈴(來母)、丁(端母)と令(來母)

令鈴(共に來母)と旃(羣母)

四(心母)と街(見母)、矮(影母)と積(精母)、稽(見母)と兮(匣母)、嚙(端母)と磊(來母)

委(影母)と隨(邪母)



四

これまでは「古十七部合用類分表」や「異平同入説」に拠って異部疊韻を処理してきたが、これらの説では解決しえない異部疊韻について、一つ一つ考察してみたい。段玉裁の「詩經韻分十七部表」及び「羣經韻分十七部表」(『六書音均表』表四、五)の古合韻例を探っていくと、以下の諸例が該当するものとして挙げられる。

○一部と三部

求・禱<sup>(18)</sup>告<sup>(19)</sup> (禱 一上十二b)\*

久・灸<sup>(20)</sup> (久 五下四十四b)\*

⑤側・縮 (臆 七上二十b)

久・韭 (韭 七下三b)\*

第一部の古合韻に「告」字が挙っていて、『詩』小雅・楚茨(五章)の「禮儀既備、鐘鼓既戒、孝孫徂位、工祝致告」で、一部の「備・戒」と押韻するが、実は第三部入声であると述べている。又、「久」についても『易』臨の象伝の「剛中而應大亨以正夫之道也、至于八月有凶消不久也」で、三部の「道」と押韻するが、本音は第一部であると、あるように、一部と三部は合韻して通用しうるということが判明する。

では、これらが双声となりうるかを調べてみると、次の通りである。

求<sup>☆</sup>(羣母)と禱<sup>☆</sup>(端母)・告(見母)

久と灸(ともに見母)

側(莊母)と縮(山母)

段玉裁の異部疊韻説について

久と非（ともに見母）

久と灸、久と非が双声となるほかに、求と告が牙音、側と縮が齒音で、双声の範疇に入る。ただし、☆印の求と禱の例だけは双声にならない。

○三部と十二部

㊦ 臆・匿<sup>(21)</sup>（臆 七上二十b）

『詩』大雅・江漢（五章）の「釐爾圭瓚、秬鬯一卣、告于文人、錫山土田、于周受命、自召祖命、虎拜稽首、天子萬年」で、卣<sup>(22)</sup>（三部）が人・田・命・命・年（十二部）と押韻するように、三部と十二部は合韻し、通用しうるのである。そして、双声については『段注』に記述されているように、臆と匿はともに娘母に属している。

○四部と十七部

㊧ 區・踦<sup>(23)</sup>（區 十二下四十七a）

『詩』大雅・桑柔（十六章）の「民之未戾、職盜爲寇、涼曰不可、覆背善詈、雖曰匪予、既作爾歌」で、寇（四部）が可・詈・歌（十七部）と押韻するように、四部と十七部は合韻し、通用しうる。又、區と踦はともに溪母に属し、双声である。

○五部と十七部

牙・迦（迦 二下十一b）

これについては、「今音疊韻、古音雙聲」と段玉裁は断定しているが、敢えて論じてみると、『楚辭』離騷の「高余冠之岌岌兮、長余佩之陸離、芳與澤其雜糅兮、唯昭質其猶未虧」で、虧（五部）が離（十七部）と押韻するように、五部と十七部は合韻し、通用しうる。<sup>(24)</sup>又、双声という点については、迦（見母）と牙（疑母）はともに牙音に属すことか

ら、古音双声と断定したものである。

○六部と九部

贈・送 (贈 六下十七a)

弓・竊 (弓 十二下五十六b)\*

『詩』大雅・召旻(六章)の「池之竭矣、不云自頻、泉之竭矣、不云自中、溥斯害矣、職兄斯弘、不裁我躬」で、弘(六部)と中・躬(九部)が押韻するように、六部と九部は合韻し、通用しうる。又、贈(從母)と送(心母)はともに齒音に属し、弓(見母)と竊(羣母)はともに牙音に属すことから、この二例は双声である。

○十部と十四部

⑤ 磻・卅 (磻 九下二十三b)

『詩』大雅・抑(九章)の「其維哲人、告之話言、順德之行」で、言(十四部)と行(十部)と押韻するように、十部と十四部は合韻し、通用しうるのである。双声と記述されているとおり、ともに見母に属している。

○十一部と十四部

豨・肩 (豨 九下三十六b)\*

『詩』唐風・杕杜(二章)の「有杕之杜、其葉菁菁、獨行曩曩、豈無他人、不如我同姓」で菁・姓(十一部)と曩(十四部)が押韻するように、十一部と十四部は合韻し、通用しうるのである。そして豨と肩はともに見母に属し、双声でもある。

○十二部と十五部

趙・趨 (趙 二上三十四b)

段玉裁の異部置韻説について

循・述 (述 二下三b)

韻・韻 (韻 九上十b)

燁・燁 (燁 十上四十一b)

畢・沸 (沸 十一上二・十五a)

⑤至・藝 (藝 十二下十九a)\*

『詩』小雅・賓之初筵(二章)の「籥舞笙鼓、樂既和奏、烝衍烈祖、以洽百禮、百禮既至、有壬有林」で、禮(十五部)と至(十二部)が押韻するように、十二部と十五部は合韻し、通用しうるのである。一方、双声については、至と藝は既に双声と断定されている通り、ともに照母であり、さらに、畢と沸がともに幫母で双声となるほか、趙(溪母)と颯(見母)は牙音に属し、循(邪母)と述(神母)は齒音に属し、燁(幫母)と燁(滂母)は唇音に属すことから、双声とすることができる。ただ☆印の韻(匣母)と韻(照母)の一例が双声に該当しない。

以上のように、「古十七部合用類分表」や「異平同入説」を用いて、異部疊韻と判定することができなかったものについて、古合韻を適用していることがわかるが、その反面、これらのものを除いて、双声であることがわかる。これらを段玉裁は双声と断定しなかったのだろうか。双声であっても明記していないものは多く存在するので、双声と断定しなかったことに対して、ことさら論及する必要性はないかもしれないが、明白な双声をいわずに、敢えて疊韻としたのは何故なのであろうか。

実例の上からは多いとはいえないにしても、上述のように、双声とすることができなかった一部と三部、十二部と十五部の異部疊韻例が存在したことからみて、これらを異部疊韻として許容し、その理論的裏付けとなして「詩経韻分十七部表」「羣經韻分十七部表」を考えたのではないか。そのことが、段玉裁にこれらを疊韻と判断せしめたのではない

だろうか。

## 五

しかしながら、異部疊韻の許容範囲を拡大して、彼の考えた古合韻をも含めても、処理できない異部疊韻が、現実には存在している。

次の五例が、それであるが、いずれも当該条下に両字が疊韻である旨、いつている。すなわち、

○一部と十部

持・杖 (杖 六上五十一 a)

○五部と十五部

畝・咄 (畝 八下二十五 b)

○六部と十五部

麥・夷 (麥 五下三十五 b)

○十一部と十五部

⑧八・別 (八 二上一 b)

○十四部と十六部

裨・延 (裨 八上六十一 b)

ただ、畝(五部)と咄(十五部)はそれぞれ「从欠出聲、讀若中」「从口出聲」と説解にあり、ともに出声で十五部に属し、中も十五部に属している。反切は丑律切・当没切とあり、術韻・没韻で、今音は近い。又、畝(徹母)と咄(端

母)はともに舌音で、双声とすることができる。

同じく、八(十一部)と別(十五部)の反切は博抜切・彼列切であり、黠韵・薛韵で、今音は近い。

又、裨(十四部)と延(十六部)は、延の今音が仙韵で、仙韵は「今韵古分十七部表」の十四部に属することから、やはり、先の二例同様、今音は疊韵である。なお、裨(幫母)と延(喻母)は双声にならない。

持と杖は直之切・直両切で、反切上字が同一の直の字(澄母)であることから、「杖持雙聲」とすべきことがわかる。菱と夷は力膺切・以脂切で、来母と喻母であるが、双声の寛い幅に入りうるものである。<sup>(27)</sup>

## 六

双声とすべきところを疊韵とした若干の例を除けば、<sup>(28)</sup>これらの事例から、次のことが判明する。

段玉裁は疊韵をあくまで同部の範疇に留めようとしたものの、双声として扱うことが不可能な事例に対し、異部の疊韵を容認し、その許容範囲を「凡異部疊韵必部分相近」と定義し、それを大前提に、自己の音理内——音の近いものを配列する十七部の部立てに始まり、古十七部合用分表や異平同入説——での異部疊韵を、双声との兼ね合いを考慮した上で、認めることとしたのである。疊韵の限界を補う双声にかなりの融通性があるように、疊韵も、異部疊韵を許容することによって、出来るかぎり音理の通転を網羅しようとする姿勢を垣間見ることが出来る。あるいは、異部疊韵によっても網羅することができなかったことが、双声を考える発端であったかもしれない。その名残りが、持と杖を疊韵とさせているのかもしれないが、いずれにせよ、疊韵も相当緩やかな許容範囲を持ち、双声も然りとなると、双声疊韵によって仮借することが多いという仮借も、かなりの許容範囲を持っているのではないかと予想される。仮借そのものについては、改めて論じることとしたいが、異部疊韵という、一見奇妙な表現は、以上のような音理の枠組みの中での

ものと考えられる。

注

- (1) 『服部先生古稀祝賀記念論文集』(昭和十一年)所収。
- (2) 天と顛はともに十二部に属す。最初にあらわれた疊韵の記述であるために、同部と述べたものと思われる。他に「肇」(二上六b)の項に「駁肇同部疊韵」とある。
- (3) 「詩経韵分十七部表」の第二部に、「糾」は陳風・月出(一章)で、皎・僚・悄と押韵するが、本音は三部であるとある。
- (4) 旄の段注に「攸旄音近、以疊韵釋之」とある。
- (5) 森声は「古十七部諧声表」では第三部にある。
- (6) 毒の段注に「毒厚疊韵、三部四部同入也」とある。
- (7) 遷は今本では逮に作る。眾(四上六b)の段注に「眾與隶音義俱同之證」とある。又その説解に「从目隶省、讀若與隶同也」とあり、それに対して段は「眾、徒合切、在八部、隶在十五部、云同者合音也」と注している。なお、眾声は「古十七部諧声表」では十五部にある。
- (8) 裂の説解に「从羽夾聲、讀若瀼」とあり、夾声は「古十七部諧声表」では八部にある。
- (9) 便(八上二十二a)の段注に「古音蓋在十一部」とあるので、十一部に所属させた。なお、今音は十四部である。
- (10) 定(七下八b)の説解に「从宀正聲」とあり、正声は「古十七部諧声表」では十一部にある。
- (11) 「羣経韵分十七部表」の第十二部に「平」は『尚書』洪範で偏と押韵するが、本音は第十二部とある。
- (12) 「詩経韵分十七部表」の第十一部に「令」は小雅・小宛(四章)で鳴・征・生と押韵するが、本音は第十二部とある。
- (13) 進声は「古十七部諧声表」では十二部にある。
- (14) 淺と竊の反切上字は清母で、双声となる。

- (15) 多声は「古十七部諧声表」では十七部にある。
- (16) 摧と接の反切上字は従母と泥母に属す。
- (17) 麤の段注に、疊韵の理由として「允盾術遂四字音近」と述べている。
- (18) 求は裘(八上六十七a)に「求、古文裘」とあり、裘は古音は一部にあるが、求声は「古十七部諧声表」では三部にある。
- (19) 求と告が、今音で疊韵となる。
- (20) 灸(十上四十七a)の説解に「从火久聲」とあるが、久声は「古十七部諧声表」では一部にある。
- (21) 匿(十二下四十七b)の段注で「匿讀若塾、即讀若質也、古亦讀尼質切、在十二部、不在一部也、今音乃女力切」と述べているが、匿声は「古十七部諧声表」では一部に属す。
- (22) 卣(七上三十一b)は二部にある。同じ諧声符である卣声をもつ適(五上三十一a)は三部にあるが、それについて、卣の段注で「古三部、與二部合音最近」と述べている。
- (23) 區の段注に「鄭注禮記嫌名曰、若禹與雨、丘與區之類、是可證古音同邱也」とある。また、丘(八上四十四a)の段注にも「漢時區亦去鳩切也」とある。そして、區声は「古十七部諧声表」では四部にあり、丘声は一部にある。
- (24) 「詩經韵分十七部表」の第十七部の古合韵「路」の項で、「漢以後第五部入第十七部合用之始」と述べている。
- (25) 前出の倉石氏の論文でも、贈送はともに歯音に属するので、双声の少々寛なるものと考えておられる。
- (26) 八声は「古十七部諧声表」では十二部に属している。
- (27) 前出の倉石氏の論文参照。
- (28) この除外例についての考察は、なお視点を改めて再検討したい。